

令和 8 年度第 2 回教育委員会会議日程

開催期日 令和 8 年 5 月 27 日（水）

開催時間 14 時 00 分

開催場所 芽室町役場 2 階応接・会議室

開 会

日程第 1 会議録署名委員の指名

日程第 2 前会議録の承認

日程第 3 教育長の報告

日程第 4 報告第 4 号 就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件

日程第 5 報告第 5 号 芽室町奨学金貸付の件（非公開）

日程第 6 報告第 6 号 区域外就学認定の件（非公開）

日程第 7 議案第 1 2 号 教育委員会の学校訪問実施の件

日程第 8 議案第 1 3 号 芽室町教育支援委員会具申の件（非公開）

日程第 9 議案第 1 4 号 芽室町小中一貫教育推進協議会委員委嘱の件

日程第 1 0 議案第 1 5 号 芽室町教育研究所職員委嘱の件

日程第 1 1 議案第 1 6 号 芽室町学校給食運営協議会委員委嘱の件

日程第 1 2 議案第 1 7 号 契約締結（芽室町中央公民館非常用発電設備等更新事業）の
議案に対する意見申し出の件（非公開）

日程第 1 3 議案第 1 8 号 令和 8 年度芽室町一般会計教育費補正予算の議案に対する
意見申し出の件（非公開）

閉 会

日程第 4

報告第 4 号

就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件

学校教育法第 19 条に規定する経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、要保護及び準要保護児童生徒認定要領に基づき、必要な援助を行うこととしたので、報告します。

令和 8 年 5 月 27 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

令和8年度就学援助認定総括表(4月認定者)

(令和8年5月18日現在)

申請世帯	96	世帯
認定保留世帯		世帯
認定世帯	83	世帯
要保護世帯		世帯
準要保護世帯	83	世帯
経済的困窮世帯	26	世帯
児童扶養手当受給世帯	54	世帯
生活保護廃止世帯	1	世帯
町民税非課税・減免世帯	1	世帯
国民年金保険料免除世帯	1	世帯
生活福祉資金貸付世帯		世帯
不認定世帯	13	世帯
認定廃止世帯		世帯

◎10年間の認定世帯数等状況

年度	申請	認定	不認定	要保護	認定率
29	228	199	26	2	16.6
30	194	167	27	4	13.7
31	205	170	30	3	14.7
2	189	165	23	0	14.3
3	159	142	17	1	12.4
4	157	138	19	4	12.0
5	138	120	16	2	10.8
6	119	111	6	0	10.5
7	114	98	15	1	9.4
8	96	83	13	0	9.0

(内数)

◎準要保護認定者数一覧

(小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校	9	7	15	8	8	10	57
上美生小学校			1				1
芽室西小学校	3	3	4	3	6	5	24
芽室南小学校							0
合 計	12	10	20	11	14	15	82

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校	7	14	13	34
上美生中学校		1	2	3
芽室西中学校	3	4	3	10
合 計	10	19	18	47

合計 129

●準要保護不認定者数一覧

(小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校				2	3		5
上美生小学校							0
芽室西小学校	1	1					2
芽室南小学校							0
合 計	1	1	0	2	3	0	7

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校	4	5		9
上美生中学校				0
芽室西中学校			1	1
合 計	4	5	1	10

合計 17

○児童扶養手当受給認定者数

(小学校)

1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
5	4	11	7	6	7	40
						0
1	2	3	3	4	4	17
						0
6	6	14	10	10	11	57

(中学校)

1年	2年	3年	計
2	8	5	15
	1	2	3
3	1	3	7
5	10	10	25

合計 82

○要保護世帯

○町民税非課税・減免世帯

芽室西小学校 5年 1人

○国民年金保険料免除世帯

芽室中学校 1年 1人

○生活保護の停止・廃止世帯

芽室中学校 3年 1人

要保護及び準要保護児童生徒認定要領

第1 目的

学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の定めるところにより、経済的理由によって就学が困難と認められる児童及び生徒の保護者に対し必要な援助を行い、義務教育の機会均等を図ることを目的とする。

第2 援助対象者

芽室町に居住し、芽室町立の小学校又は中学校に在学又は就学予定の児童生徒の保護者で、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護及び要保護に準じる程度に困窮していると教育委員会が認める保護者に対して援助する。

第3 認定基準

1 要保護児童生徒

生活保護法第6条第2項に規定する要保護者の児童生徒

2 準要保護児童生徒

（1）前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者の児童生徒

ア 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止を受けた者

イ 町民税の非課税又は減免を受けた者

ウ 個人事業税の減免を受けた者

エ 固定資産税の減免を受けた者（新築住宅の減免は除く）

オ 国民年金保険料の掛金の減免を受けた者

カ 国民健康保険税の減免又は徴収の猶予を受けた者

キ 児童扶養手当の支給を受けている者

ク 生活福祉資金の貸付けを受けた者

（2）（1）に定める者以外の者で、次のいずれかに該当する者の児童生徒

ア 生活の中心となる者又は家族が長期療養中のため経済的に困窮している場合

イ 不慮の災害のために経済的に困窮している者

ウ 会社・商店などの倒産又は勤務先の賃金不払等の理由により経済的に困窮している場合

エ 年間収入額が特に少ないため経済的に困窮している場合

オ その他特別な事情により著しく経済的に困窮している場合

（3）（2）に定める者の認定方法

ア 給与所得者の場合

「収入金額」から「生活保護法に規定する勤労に伴う必要経費の額（以下

「基礎控除額」という。)」を控除して得た額を「認定の対象額」とし、当該「認定の対象額」が、「需要額」に1.3を乗じて得た額未満とする。

イ 給与所得者以外の者の場合

「所得金額」を給与所得者の「給与控除所得後の額」相当額とみなして、これに当該給与所得控除額に相当する額を加算して得た額を「収入金額」とみなす。当該「収入金額」から「基礎控除額」を控除して得た額を「認定の対象額」とし、当該「認定の対象額」が、「需要額」に1.3を乗じて得た額未満とする。

ウ (2) ア、イ、ウについては、現状の収入状況等や事情を十分に考慮し、必要に応じて、福祉事務所の長及び民生委員等の助言を求めることができる。

3 「需要額」及び「基礎控除額」については、別に定める。

第4 認定の取扱

1 認定の開始

認定の開始時期は次の各号による。

- (1) 教育委員会が定める年度当初の申請によるものは、4月から開始する。
- (2) (1) に定める受付期間経過後の申請によるものは、申請日の属する月の翌月から開始する。
ただし、申請の遅延が申請者の責によらないことが明らかであると認められるときは、4月から開始する。
- (3) 前住地で認定を受けていた者が転入してきた場合で、転入した月に申請があったときは、申請日の属する月から開始する。
- (4) 生活保護の停止又は廃止の措置をうけ、引き続き就学援助の申請をした者は最後に生活保護費を受給した月の翌月から開始する。

2 認定の廃止

次の各号に掲げる事由が発生したときには、その事由が発生した日の属する月をもって、認定を廃止する。また、援助費が既に給付された場合は、その取り消しに関わる援助費の全額及び一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 町外へ転出したとき
- (2) 第3に定める認定基準に該当しなくなったことが明らかであるとき
- (3) 申請者から辞退の申出がされたとき

3 認定の取消

次の各号に掲げる事由が発生したときは、認定を取消することができる。また、援助費が既に給付された場合は、その取り消しに関わる援助費の全額及び一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 虚偽の申請であることが判明したとき

(2) 申請者から取下の申出がなされたとき

第5 就学援助費の給与基準

給与基準額は、要保護児童生徒援助費補助金の単価に準じ、予算の範囲で教育委員会が定める額とする。

第6 委任

この要領のほか就学援助に関し、必要な事項については教育長が定める。

附 則

- 1 この要領は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 芽室町就学援助認定事務取扱要領（平成5年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要領は、決定の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

(平成20年4月25日決定)

附 則

この要領は、決定の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

(平成20年8月22日決定)

附 則

この要領は、決定の日から施行する。(平成29年11月30日決定)

○学校教育法（関係条文抜すい）

（昭和二十二年三月三十一日）

（法律第二十六号）

第一次吉田内閣

第十九条 経済的理由によつて、就学困難と認められる学齡児童又は学齡生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。

（平一九法九六・追加）

日程第 5

報告第 5 号

芽室町奨学金貸付の件（非公開）

芽室町奨学金貸付条例第 5 条第 2 項の規定に基づき、奨学金の貸付けを行うこととしたので、報告します。

令和 8 年 5 月 2 7 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

○芽室町奨学金貸付条例（抜粋）

令和元年6月17日条例第16号

（貸付対象者）

第2条 奨学金は、次に掲げる条件を備えた学生に対して貸し付ける。

- （1） 経済的理由により奨学金を必要としていること。
- （2） 父、母又はそれに代わり学生を監護していると町長が認める者（以下これらの者を「保護者」という。）が芽室町内に居住していること。
- （3） 学生及び学生の保護者が、町税及び国民健康保険税を完納していること。

（貸付決定及び通知）

第5条 町長は、前条の申請があったときは、貸付けの適否を決定し、申請者に通知するものとする。

2 町長は、貸付けの適否を決定したときは、教育委員会に報告するものとする。

日程第 6

報告第 6 号

区域外就学認定の件（非公開）

学校教育法施行令第 9 条第 1 項の規定に基づく区域外就学の認定について、報告します。

令和 8 年 5 月 2 7 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

区域外就学許可基準

芽室町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、学校教育法施行令第9条に規定する区域外就学について、保護者の申し出により、次の条件と基準表に該当する場合はこれを許可する。

<条件>

1. 保護者が指定校変更後の通学経路・通学方法を明確にした上で、通学途中の安全について責任を負うこと。
2. 学校施設の運営上問題がないと判断されること。
3. 教育委員会が必要と認めた書類等が添付されていること。

事 由		許可基準	許可期間	必要書類等
1	途中転出	小学校6年 及び中学校 3年 上記以外の 学年	卒業まで	印鑑
			学期末まで	
2	転入予定	転入予定地の通学区域指定校に、あらかじめ通学を希望する場合	転入するまでの期間	印鑑・住民票 建築確認書・売買 契約書・工事契約 書・賃貸借契約書 等事実を証すること ができる書類
3	兄弟が指定校とは別の学校に在籍している場合	兄弟が在籍する学校に弟妹も兄弟と同じ学校に通学を希望する場合	兄弟が卒業まで（ただし、兄弟が卒業時、小学校5年生及び中学校2年生の場合は、卒業まで）	印鑑
4	身体的理由	病気治療または心身上の理由がある等教育的配慮が必要な場合	教育委員会が必要と認めた期間	印鑑・ 医師の診断書
5	いじめ・不登校	在籍校でいじめ・不登校の解消ができず指定校以外の学校への通学を必要とする場合	学校長と協議して定める	印鑑 学校長の意見書
6	その他 ・ 家庭の事情 ・ 天災等 ・ 遠距離通学	教育委員会が認める場合	その都度定める	教育委員会が指示するもの

適用年月日 平成19年4月1日

○学校教育法施行令（関係条文抜すい）

（昭和二十八年十月三十一日）

（政令第三百四十号）

（区域外就学等）

第九条 児童生徒等のうち視覚障害者等以外の者をその住所の存する市町村の設置する小学校又は中学校（併設型中学校を除く。）以外の小学校、中学校又は中等教育学校に就学させようとする場合には、その保護者は、就学させようとする小学校、中学校又は中等教育学校が市町村又は都道府県を設置するものであるときは当該市町村又は都道府県の教育委員会の、その他のものであるときは当該小学校、中学校又は中等教育学校における就学を承諾する権限を有する者の承諾を証する書面を添え、その旨をその児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に届け出なければならない。

2. 市町村の教育委員会は、前項の承諾（当該市町村の設置する小学校又は中学校（併設型中学校を除く。）への就学に係るものに限る。）を与えようとする場合には、あらかじめ、児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に協議するものとする。

（昭三六政二九一・昭五三政三一〇・平一〇政三五一・平一〇政三七二・平一四政一六三・平一九政五五・一部改正）

日程第 7

議案第 12 号

教育委員会の学校訪問実施の件

教育活動及び教育環境の実情や教育現場の現況を把握することを目的として、教育委員会の学校訪問を実施しようとするものであります。

令和 8 年 5 月 27 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

令和8年度教育委員会学校訪問実施要領

1 学校訪問スケジュール

(1) 6月29日(月) 芽室町役場集合 8:50

訪問場所	訪問予定時間	備 考
移動	8:50～8:55	
芽室西小学校	8:55～9:55	
移動	9:55～10:05	芽室西小→芽室西中
芽室西中学校	10:05～11:05	
移動	11:05～11:15	

(2) 7月6日(月) 芽室町役場集合 8:50

訪問場所	訪問予定時間	備 考
移動	8:50～9:00	
芽室南小学校	9:00～10:00	
移動	10:00～10:10	芽室南小→芽室小
芽室小学校	10:10～11:15	
移動	11:15～11:20	芽室小→芽室中
芽室中学校	11:20～12:25	
移動	12:25～12:35	

(3) 7月7日(火) 芽室町役場集合 9:20

訪問場所	訪問予定時間	備 考
移動	9:20～9:45	
上美生小学校	9:45～10:45	
移動	10:45～10:55	上美生小→上美生中
上美生中学校	10:55～11:55	
移動	11:55～12:20	

※訪問時間は、60分を予定しています。このうち10分程度の説明後に30分程度の協議と、20分程度を参観に充てるものとします。(芽室小、芽室中は参観25分の65分)

2 訪問者（計8人）

教育長及び教育委員（5人）

程野仁教育長、鳥本和宏教育長職務代理者、福井栄子委員、松久大樹委員、
土井慎悟委員

事務局職員（3人）

佐々木雅之教育推進課長、加藤伸啓教育推進課主幹、村島志津佳教育総務係長

3 教育委員会委員が説明を受ける内容等

（1）学校経営等の説明（10分）

- ・確かな学力の育成
- ・豊かな心と健やかな体の育成
- ・信頼される学校づくり
- など

（2）協議（30分）

（3）授業参観（20分）～ 芽室小学校、芽室中学校については25分

※学校経営計画及び説明用資料等を用意し、説明していただく。

○ 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律

(令和三年六月十八日)
(法律第八十一号)

第二百四回通常国会

菅(義偉)内閣

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律をここに公布する。

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律

目次

第一章 総則(第一条―第八条)
第二章 医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策(第九条―第十三条)

第三章 医療的ケア児支援センター等(第十四条―第十八条)

第四章 補則(第十九条―第二十一条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加するとともにその実態が多様化し、医療的ケア児及びその家族が個々の医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっていることに鑑み、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、保育及び教育の拡充に係る施策その他必要な施策並びに医療的ケア児支援センターの指定等について定めることにより、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資し、もって安心して子どもを生き、育てることができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「医療的ケア」とは、人工呼吸器による呼吸管理、^{かくたん}喀痰吸引その他の医療行為をいう。

2 この法律において「医療的ケア児」とは、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童(十八歳未満の者及び十八歳以上の者であつて高等学校等(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部をいう。次条第三項及び第十四条第一項第一号において同じ。)に在籍するものをいう。次条第二項において同じ。)をいう。

(基本理念)

第三条 医療的ケア児及びその家族に対する支援は、医療的ケア児の日常生活及び社会生活を社会全体で支えることを旨として行われなければならない。

2 医療的ケア児及びその家族に対する支援は、医療的ケア児が医療的ケア児でない児童と共に教育を受けられるよう最大限に配慮しつつ適切に教育に係る支援が行われる等、個々の医療的ケア児の年齢、必要とずる医療的ケアの種類及び生活の実態に応じて、かつ、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体相互の緊密な連携の下に、切れ目なく行われなければならない。

3 医療的ケア児及びその家族に対する支援は、医療的ケア児が十八歳に達し、又は高等学校等を卒業した後も適切な保健医療サービス及び福祉サービスを受けながら日常生活及び社会生活を営むことができるようにすることにも配慮して行われなければならない。

4 医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を講ずるに当たっては、医療的ケア児及びその保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、医療的ケア児を現に監護するものをいう。第十条第二項において同じ。)の意思を最大限に尊重しなければならない。

5 医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を講ずるに当たっては、医療的ケア児及びその家族がその居住する地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられるようにすることを旨としなければならない。

(国の責務)

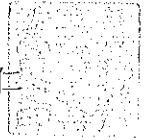
令和8年5月15日

芽室町教育委員会

教育長 程野 仁 様

芽室町教育支援委員会

委員長 横山 一仁



町立学校又は特別支援学校に入級（入学）する児童・生徒の適否の判断について
（具申）

令和8年度第1回芽室町教育支援委員会の協議結果について、関係書類を付して具申します。

記

- 1 特別支援学級等に入級する児童・生徒の適否の判断について
別紙のとおり
- 2 添付書類 就学先決定シート
別紙のとおり

日程第 9

議案第 14 号

芽室町小中一貫教育推進協議会委員委嘱の件

芽室町小中一貫教育推進協議会設置規則第 2 条及び第 4 条の規定に基づき、委員を委嘱しようとするものであります。

令和 8 年 5 月 27 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

芽室町小中一貫教育推進協議会名簿

委 員 16名

委嘱期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日まで期間

エリア	氏 名	役 職 等	備 考
芽中	横山 一仁	学園長	
	大宮 秀夫	副学園長	
	新町 洋行	副学園長	
	樽松 正人	学園事務局	
	武藤 健護	学校運営協議会代表（芽中）	
	丸 義太郎	学校運営協議会代表（芽小）	
	村瀬 佑介	学校運営協議会代表（南小）	
上中	和田 秀治	学園長	
	三寺 康裕	副学園長	
	城石 博康	学園事務局	
	北密 大士	学校運営協議会代表（上小中）	
西中	乙戸 貴宏	学園長	
	菅原 晴彦	副学園長	
	大橋 裕一	学園事務局	
	大丘 輝元	学校運営協議会代表（西中）	
	千葉 和範	学校運営協議会代表（西小）	

事務局	氏 名	役 職 等	備 考
教育委員会	程野 仁	教育長	
	佐々木 雅之	教育推進課長	
	加藤 伸啓	教育推進課主幹	
	林 宏明	教育推進係長	
	吉藤 清孝	教育コーディネーター	

○芽室町小中一貫教育推進協議会設置規則

令和6年3月26日教委規則第9号

芽室町小中一貫教育推進協議会設置規則

(趣旨)

第1条 この規則は、芽室町小中一貫教育推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 協議会の委員は、学校関係者その他教育委員会が適当と認めた者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(任務)

第3条 協議会は、次に掲げる事項について研究協議する。

- (1) 芽室町小中一貫教育の推進に関すること。
- (2) その他小中一貫教育の推進に関して必要なこと。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から1年とする。

- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、委員の委嘱又は任命後の最初の会議は、教育委員会が招集する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、教育推進課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

日程第 10

議案第 15 号

芽室町教育研究所職員委嘱の件

芽室町教育研究所運営規則第 2 条の規定に基づき、職員を委嘱しようとするものであります。

令和 8 年 5 月 27 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

芽室町教育研究所職員委嘱（後任）予定者名簿

○委嘱予定者 木 村 莞 芽室西中学校教諭

○委嘱期間 令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 3 1 日

○委嘱の理由

校内人事に伴う変更のため、後任を委嘱しようとするものです。

なお、委嘱期間については、前任者の残任期間とするものであります。

芽室町教育研究所職員名簿

委嘱期間 令和7年4月1日～令和9年3月31日

所 属	職 名	氏 名	備 考
芽室西小学校	校 長	菅原 晴彦	
芽室西小学校	教 頭	野村 真実	
芽室小学校	教 諭	小椋 春香	
上美生小学校	教 諭	西川 祐平	
芽室西小学校	教 諭	松浦 諒	
芽室南小学校	教 諭	古高明日美	
芽室中学校	教 諭	森田 明香	
上美生中学校	教 諭	山本 英司	
芽室西中学校	教 諭	木村 莞	

○芽室町教育研究所運営規則

昭和48年 7 月14日教委規則第 2 号

改正

昭和52年12月16日教育委員会規則第 6 号

平成 4 年 2 月27日教育委員会規則第 2 号

芽室町教育研究所運営規則

第 1 条 芽室町教育研究所（以下「研究所」という。）の組織及び運営は、この規則の定めるところによる。

第 2 条 職員の委嘱は22人以内とし、芽室町内小中学校の推せんをまって教育委員会が行い任期は 2 年とする。ただし、欠員により委嘱された職員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 3 条 運営に要する経費は、町費その他をもって充てる。

第 4 条 研究所は、研究所の状況及びその成果を教育委員会に報告しなければならない。

第 5 条 職員の出張にかかわる旅費は、職員旅費支給条例（昭和26年条例第23号）に準ずる。

第 6 条 その他研究所の運営に必要な事項は、芽室町内小中学校の意見を聞いて研究所長が定める。

附 則

この規則は、昭和48年 7 月14日から施行する。

附 則（昭和52年教委規則第 6 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 4 年教委規則第 2 号）

この規則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

日程第 11

議案第 16 号

芽室町学校給食運営協議会委員委嘱の件

芽室町学校給食センター条例施行規則第 8 条の規定に基づき、委員を委嘱しようとするものであります。

令和 8 年 5 月 27 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

芽室町学校給食運営協議会委員名簿

【任期:令和8年6月1日～令和10年5月31日】

	所属等	氏 名	備 考
1	学 校 (校長会)	オオ ミヤ ヒデ オ夫 大 宮 秀 夫	芽室小学校校長
2	学 校 (教頭会)	クレ マツ マサト 人 樽 松 正 人	芽室中学校教頭
3	学 校 (養護教諭)	フク チ サ ユキ 福 地 沙 雪	上美生小学校養護教諭
4	//	タチ トシ エ 恵 館 季 恵	芽室南小学校養護教諭
5	//	コ小 バヤシナ オ 央 小 林 奈 央	芽室中学校養護教諭
6	//	コ小 バヤシサ ナエ 苗 小 林 早 苗	芽室西中学校養護教諭
7	関係団体	ルイ ケ ユウ スケ 類 家 裕 介	芽室小学校保護者
8	//	サ トウ マ ナ 佐 藤 茉 奈	芽室西小学校保護者
9	//	コ イデ フミ エ 慧 小 出 郁 慧	芽室南小学校保護者
10	//	ミヤ ニシ マサ ハ 宮 西 優 法	上美生小・中学校保護者
11	//	ヤマ け 夕 ヤ 山 上 塚 也	芽室中学校保護者
12	//	ア ソ ヒデ キ 阿 曽 秀 樹	芽室西中学校保護者
13	学識経験者	ソ ネ ヨシツグ 継 曽 根 義 継	芽室町学校薬剤師

敬称略

芽室町学校給食センター条例施行規則（昭和49年4月18日教委規則第1号）

最終改正:令和7年4月30日教育委員会規則第3号

改正内容:令和7年4月30日教育委員会規則第3号 [令和7年4月30日]

（協議会の組織）

第8条 協議会は、委員14人以内をもって組織し、学校及び関係行政機関の職員及び関係団体の代表者並びに学識経験者のうちから教育委員会が委嘱する。

2 前項に規定する委員の任期は2年とし、補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。
